

江戸川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金のご案内

江戸川区は燃料費高騰による経営への影響が顕著であり、かつ取引価格・サービス料金への転嫁が困難な区内中小事業者（運輸・交通分野、農業・水産業分野）の皆さまに支援金を給付します。

1 交付金額

1 事業者につき、5万円、10万円、20万円

※1 事業種、年間売上高により金額が異なります。

※2 複数の事業を営む場合も、申請は1事業者1回限りとします。

2 交付対象者（交付要件）

- （1）下記いずれかの事業者（法人・個人）であり、事業収入を得ていること。
- （2）令和4年1月1日以前に登記・開業しており、江戸川区内に本店（個人にあっては住所）を有する中小企業者であること。
- （3）交付申請時において、法律等に基づく事業に必要な許可・認定・資格等を全て有し、交付対象事業を継続していること。
- （4）確定申告を行っていること。

■ 交付対象者一覧

分野	交付対象事業者	対象事業に必要な許可・届出、その他交付要件	中小企業者の定義
運輸・交通分野	トラック運送事業者	一般貨物自動車運送事業《関東運輸局東京運輸支局》	資本金 3 億円以下 又は 従業員 300 人以下
	軽貨物運送事業者	貨物軽自動車運送事業《関東運輸局東京運輸支局》	
	タクシー事業者	一般乗用旅客自動車運送事業《関東運輸局東京運輸支局》	
	介護タクシー事業者	一般乗用旅客自動車運送事業 (福祉輸送事業限定)《関東運輸局東京運輸支局》	
	貸切バス事業者	一般貸切旅客自動車運送事業《関東運輸局東京運輸支局》	
農業・水産業分野	農業者	区内圃場・事業所で野菜・花き等の栽培・出荷事業を展開していること	資本金 5 千万円以下 又は 従業員 100 人以下
	淡水魚養殖事業者	区内養殖池で金魚等の養殖・出荷事業を展開していること	
	屋形船事業者	旅客不定期航路事業《関東運輸局東京運輸支局》	
	釣り船事業者 (遊漁船)	遊漁船業《東京都》	

3 申請期間

令和4年8月1日（月）から10月31日（月）まで（当日消印有効）



4 申請書類および申請方法

区HPより申請書兼請求書をダウンロードし、記入のうえ必要書類を添え、郵送してください。

■申請に必要な添付書類は下記のとおりです。

(1) 履歴事項全部証明書の写し（個人の場合は運転免許証、又は保険証の写し※）

※保険証の場合は被保険者等記号・番号の欄を見えないように消してください。

(2) 事業の許可等を受けたことを証する書類の写し（除：農業者・淡水魚養殖事業者）

・「2 交付対象者（交付要件）」の項参照

(3) 確定申告関係書類の写し

分野	提出書類
法人	(ア) 確定申告書別表一の控え ※1、※2
	(イ) 法人事業概況説明書の控え（2枚（両面））
	(ウ) 事業概況報告書の控え ※2、※3
	(エ) 損益明細表の控え ※2、※3
	(オ) 上記（ア）～（エ）で交付対象事業のみの年間売上高を証明できない場合、当該売上高が分かる書類 【例】決算書・売上台帳等 ※2
個人	(カ) 確定申告書（第一表・第二表）の控え（2枚（両面））※1、※2
	(キ) 所得税青色申告決算書の控え又は白色申告収支内訳書の控え（2枚）
	(ク) 上記（カ）（キ）で交付対象事業のみの年間売上高を証明できない場合、当該売上高が分かる書類 【例】決算書・売上台帳等 ※2

※1：收受印か e-TAX 受付日時・受付番号が記載されていること。押印・記載がない場合は、納税証明書（その2所得金額の証明：税務署発行）、送信票、受信通知のいずれかを添付してください。

※2：特段の記載なき場合は、「税抜き金額」として扱います。

※3：関東運輸局東京運輸支局への報告書類（対象：トラック運送事業者、タクシー事業者、貸切バス事業者のみ）

(4) 支援金の振込先口座の通帳の写し

金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの

【申請に係るお問い合わせ】

江戸川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金事務センター

TEL：03-5985-0833

受付時間：平日の午前9時から午後5時まで（土日祝日除く）

【申請書類郵送先】 〒171-0014

東京都豊島区池袋2-65-18 池袋 WEST ビル2F

パーソルワークスデザイン株式会社（江戸川区受託事業者）

江戸川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金事務センター 宛

詳細はこちら



※このチラシは概要です。詳細については必ず区HPをご確認ください。

江戸川区 運送事業者等燃料費高騰対策支援金

検索



江戸川区